

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和7年度	次回見直し予定	令和12年度
条 例 名	神奈川県食の安全・安心の確保推進条例				
条 例 番 号	平成21年神奈川県条例第58号		法 規 集	第8編第5章	
所 管 室 課	健康医療局生活衛生部生活衛生課				
条 例 の 概 要	食の安全・安心の確保の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって県民の健康を保護し、並びに県民の食品及び食品関連事業者に対する信頼の向上に寄与するために必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、食の安全・安心の確保の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで県民の健康を保護するとともに、県民の食品及び食品関連事業者に対する信頼の向上に寄与していることから、必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づき、食品関連事業者に対して食品等の生産及び製造から販売までの流通の各段階で、適正な管理に関する助言や指導を行っていることから、本条例は有効である。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例に基づく施策の中期的な目標及び施策の方向を定める指針を策定し、総合的かつ計画的な推進を図るなど、効率的に運用できている。			
	基本方針適合性 （県政の基本方針に適合しているか。）	本条例に基づく施策は、「新かながわブランドデザイン」主要施策Ⅵ「危機管理・くらしの安心」の「③生活の安心の確保 ①食の安全・安心の確保」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	食の安全・安心の確保の推進に関する施策の基本となる事項を定めた条例であり、憲法、法令に抵触しない。			
	その他				
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	
	② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	④ 改正及び運用の改善等を検討する。				
	⑤ 廃止を検討する。				